

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により知事等から監査の結果に基づいて措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定に基づき、措置の内容を次のとおり公表する。

令和6年7月30日

岐阜県監査委員 若井 敦子

岐阜県監査委員 恩田 佳幸

岐阜県監査委員 鈴木 祥一

岐阜県監査委員 安田 典子

岐阜県監査委員 飯沼 敦朗

1 令和5年度行政監査(県の施設におけるAEDの設置・管理及び公開・周知について)の結果に基づき講じた措置の状況

(単位：件)

| テーマ名 | 監査結果 (A) | 措置済 (B) | 今回措置を講じたもの (C) | 未措置 (A-B-C) |
|------------------------------|-------------|------------|-------------------|----------------|
| 県の施設におけるAEDの設置・管理及び公開・周知について | 70 | 49 | 7 | 14 |

※「今回措置を講じたもの」とは、令和6年7月2日に教育委員会教育長から通知があったもの、及び7月16日に知事から通知があったもの。

2 行政監査の結果に基づき講じた措置(指摘事項)

健康福祉部

| 機関名 | 監査結果 | 講じた措置 |
|--------|--|--|
| 衛生専門学校 | <p>H29年県通知において、AED管理責任者は、自身の県有施設に設置されたAED情報(設置場所や使用可能時間など)をインターネット上の県有施設AEDマップに公開することとされているところ、AEDを設置しているにも関わらず、県有施設AEDマップ上にすべてのAED情報(複数のAEDを設置している場合は、それぞれのAED情報)を公開していないので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p> <p>(対象施設) 岐阜県立衛生専門学校</p> | <p>当校は、県の一括調達によりAED2台を設置しているが、このうち令和4年度末に設置した1台について、県有施設AEDマップへの登録の必要性を認識していなかったため、情報を公開していなかった。</p> <p>今回の結果を受け、未公開の1台について登録を行い、県有施設AEDマップ上で情報が公開されたことを確認した。</p> <p>今後、県有施設AEDマップの登録情報を定期的に点検するとともに、変更があったときは速やかに修正を行うことができるようにするため、登録情報の写しをAEDの取扱説明書と併せて保管することとした。</p> |

観光国際部

| 機関名 | 監査結果 | 講じた措置 |
|-------------|---|--|
| 岐阜関ヶ原古戦場記念館 | <p>H29年県通知において、施設管理者は、施設利用者にAEDの設置場所が容易に分かるよう、AED設置場所を県有施設の入口等に掲示して表示すること、また、AEDを移設した場合は、表示における設置場所の記載を変更することとされているところ、当該表示が掲示されていないので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p> <p>(対象施設) 岐阜関ヶ原古戦場記念館</p> | <p>当該事案は担当者の認識不足により、当館が設置しているAED1台について、設置個所をわかりやすく掲示していなかったものであり、監査後速やかに入口に掲示し、関係職員間で事案の内容を共有した。今後は、チェック体制を強化して再発防止に努める。</p> |
| | <p>H29年県通知において、AED管理責任者は、自身の県有施設に設置されたAED情報(設置場所や使用可能時間など)をインターネット上の県有施設AEDマップ</p> | <p>当該事案は担当者の認識不足により、当館が設置している1台のAED情報を、県有施設AEDマップに公開していなかったものであり、監査後速やかにインターネッ</p> |

| 機関名 | 監査結果 | 講じた措置 |
|-----|--|---|
| | <p>に公開することとされているところ、AEDを設置しているにも関わらず、県有施設AEDマップ上にすべてのAED情報（複数のAEDを設置している場合は、それぞれのAED情報）を公開していないので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p> <p>(対象施設) 岐阜関ヶ原古戦場記念館</p> | <p>ト上に公開し、関係職員間で事案の内容を共有した。今後はチェック体制を強化して、関係職員による県有施設AEDマップの定期的な確認を行い、再発防止に努める。</p> |

教育委員会

| 機関名 | 監査結果 | 講じた措置 |
|--------------|---|--|
| 加納高等学校 | <p>H29年県通知において、AED管理責任者は、自身の県有施設に設置されたAED情報（設置場所や使用可能時間など）をインターネット上の県有施設AEDマップに公開することとされているところ、AEDを設置しているにも関わらず、県有施設AEDマップ上にすべてのAED情報（複数のAEDを設置している場合は、それぞれのAED情報）を公開していないので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p> <p>(対象施設) 加納高等学校</p> | <p>本校には3台のAEDが設置されており、県有施設AEDマップにそのうちの2台が公開されていたが、全て公開済みであると誤認し、1台が未公開であったため、監査後速やかに未公開のAED1台の情報を公開した。</p> <p>今後は、AED管理責任者及び事務担当者相互で公開情報の確認を行い、再発防止に努める。</p> |
| 恵那南高等学校 | <p>H29年県通知において、AED管理責任者は、自身の県有施設に設置されたAED情報（設置場所や使用可能時間など）をインターネット上の県有施設AEDマップに公開することとされているところ、AEDを設置しているにも関わらず、県有施設AEDマップ上にすべてのAED情報（複数のAEDを設置している場合は、それぞれのAED情報）を公開していないので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p> <p>(対象施設) 恵那南高等学校</p> | <p>本校に設置しているAED3台のうち1台について、県有施設AEDマップ上に情報を公開していなかったため、令和6年3月28日に県有施設AEDマップを速やかに編集し、すべてのAED情報を公開した。</p> <p>未公開となっていたAED1台は、(一財)岐阜県高等学校安全振興会との無償使用貸借により設置しているAEDであり、職員の認識不足により県有施設AEDマップ上にAED情報を公開することを失念していた。</p> <p>今後は、AEDに関して異動等があった場合は速やかにAED情報を公開するとともに、県有施設におけるAEDの設置及び管理の基準に関する要綱を職員間で共有し、要綱に基づき適正に管理する。</p> |
| 華陽フロンティア高等学校 | <p>H29年県通知において、AED管理責任者は、自身の県有施設に設置されたAED情報（設置場所や使用可能時間など）をインターネット上の県有施設AEDマップに公開することとされているところ、AEDを設置しているにも関わらず、県有施設AEDマップ上にすべてのAED情報（複数</p> | <p>本校はAEDを3台設置していたが、県有施設AEDマップ上には2台しか登録していなかったため、監査後速やかにAED情報を更新した。</p> <p>AEDを県有施設AEDマップで公開していることが担当で引き継がれておらず、認識していなかった。</p> |

| 機関名 | 監査結果 | 講じた措置 |
|-------|---|---|
| | <p>のAEDを設置している場合は、それぞれのAED情報を公開していないので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p> <p>(対象施設) 華陽フロンティア高等学校</p> | <p>今後は、担当、事務長補佐、事務部長の3名体制で確認することにより、再発防止に努める。</p> |
| 岐阜盲学校 | <p>H29年県通知において、AED管理責任者は、自身の県有施設に設置されたAED情報（設置場所や使用可能時間など）をインターネット上の県有施設AEDマップに公開することとされているところ、AEDを設置しているにも関わらず、県有施設AEDマップ上にすべてのAED情報（複数のAEDを設置している場合は、それぞれのAED情報）を公開していないので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p> <p>(対象施設) 岐阜盲学校</p> | <p>県有施設に設置されたAED3台のうち、令和元年度に更新した1台がインターネット上のAEDマップに公開されていなかったため、監査後速やかに公開した。</p> <p>本事案は、関係職員が「県有施設における自動体外式除細動器（AED）の設置及び管理の基準に関する要綱」を十分把握していなかったことが原因である。</p> <p>今後は関係職員に事案を共有するとともに、AED管理責任者と事務担当者で相互チェックすることにより、再発防止に努める。</p> |